

## 稲沢市社会福祉協議会職員登録者募集に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、稲沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）で職員として勤務を希望する者を登録し、幅広い人材確保と職務に応じた有効な人材配置を行うことにより、効率的な職員の雇用管理を図ることを目的とする。

### (登録要件)

第2条 職員として登録できる者は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録申請日現在において満18歳以上65歳以下の者
- (2) 登録を希望する職種に必要な資格免許等を取得している者
- (3) 職務遂行上支障を来さない良好な健康状態を有している者

### (対象となる登録職種)

第3条 登録対象となる職種は、次に掲げるものとする。

職 種	登 録 要 件 等
(1) 事務職（業務補助）	普通自動車運転免許を有し、MS-Word、Excelの基本操作ができる者
(2) 介護職（ホームヘルパー・ケアマネジャー）	介護福祉士資格または、介護職員初任者研修の資格を有する者 主任介護支援専門員または、介護支援専門員の登録を受けている者
(3) 相談員	社会福祉士の資格を有する者 相談支援専門員研修の修了者 など
(4) 保育士	保育士資格を有する者
(5) その他	保健師・看護師資格を有する者 精神保健福祉士 その他福祉に関する資格等を有する者

### (登録の手続)

第4条 登録を希望する者は、稲沢市社会福祉協議会職員登録書（様式第1号。以下「登録書」という。）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 登録書の受け付け場所は本会本所とし、受付時間は土日、祝日、年末年始を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 登録書は郵送での提出も可とする。

### (登録有効期間)

第5条 登録有効期間は、登録した日から1年間とする。

- 2 本人から登録の取り消しの申し出がない場合は、有効期間を1年間延長することができる。

### (登録の取り消し)

第6条 会長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録有効期限が満了したとき。
- (2) 本人から登録の取り消しの申し出があったとき。
- (3) 登録内容に偽りがあったとき。
- (4) この要綱の規定に違反すると認められるとき。

(登録職員の雇用)

第7条 会長は、登録手続完了日以降、欠員補充や事業拡大が生じた場合に、登録申込書の記載内容、面接結果を踏まえて、登録された方の中から各業務に適する者を選考し、随時採用することができる。ただし、総合職員への採用は除く。

2 採用候補者は、自らの希望する勤務条件に適合しないと認めるときは、選考を辞退することができる。

(勤務条件等)

第8条 職員の勤務条件等は、雇用形態に応じた就業規則及び給与規程の規定によるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年11月20日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日より施行する。